

## 実践報告

## 中学校における不登校生徒への支援体制づくり —校内適応支援教室（あじさいルーム）の立ち上げ—

中尾 恵子\*<sup>1</sup> ・ 古川 麻里子\*<sup>1</sup>

【キーワード】 不登校, 校内適応支援教室, 校内支援体制, 居場所づくり, 支援チーム

### 1 問題と目的

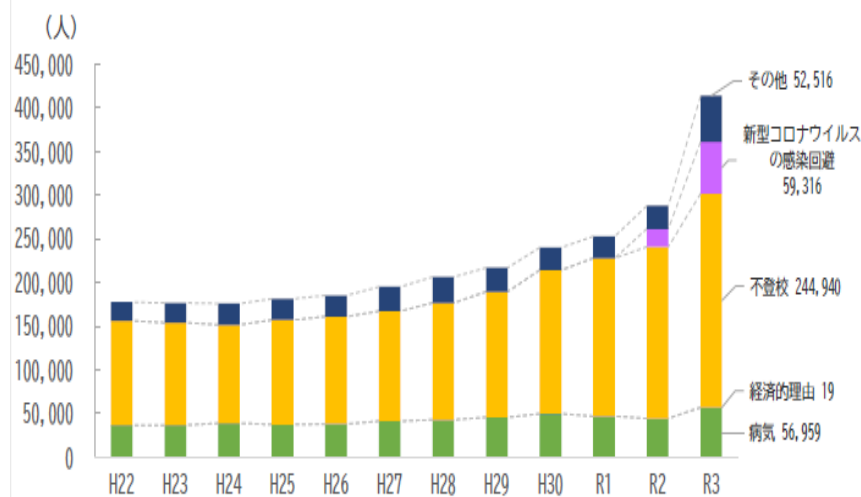
#### (1) 不登校の現状

令和4年10月27日付で文部科学省初等中等教育局児童生徒課から、令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果が発表された。本調査の趣旨として、「児童生徒の問題行動等について、全国の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するものとする」とともに、その実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に、また、不登校児童生徒への適切な支援につなげていくものであり、本調査結果を踏まえ、教育委員会をはじめとする学校の設置者、私立学校主管部局等における問題行動等への取組や、不登校への支援等の一層の充実に資するもの」としている。

特に、長期欠席においては、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえて令和2年度と同様に「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、年度間に30日以上登校しなかった児童生徒について調査されている。「新型コロナウイルスの感染回避」を理由とする長期欠席については、「新型コロナウイルスの感染回避」により30日以上登校しなかった児童生徒数は、小学校42,963人（前年度14,238人）、中学校16,353人（前年度6,667人）、高等学校12,388人（前年度9,382人）となり増加となった。

長期欠席のうち小中学校における不登校では、小・中学校における不登校児童生徒数は244,940人（前年度196,127人）であり、前年度から48,813人（24.9%）増加している。在籍児童生徒に占める不登校児童生徒の割合は2.6%（前年度2.0%）であった。過去5年間の傾向として、小学校・中学校ともに不登校児童生徒数及びその割合は増加している（小学校H28:0.5%→R03:1.3%、中学校H28:3.0%→R03:5.0%）。また、

不登校児童生徒の63.7%に当たる156,009人の児童生徒が、学校内外の機関等で相談・指導等を受けている。令和元年度調査までは、年度間に30日以上欠席した児童生徒について調査し、令和2年度調査から「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、年度間に30日以上登校しなかった児童生徒について調査している。令和



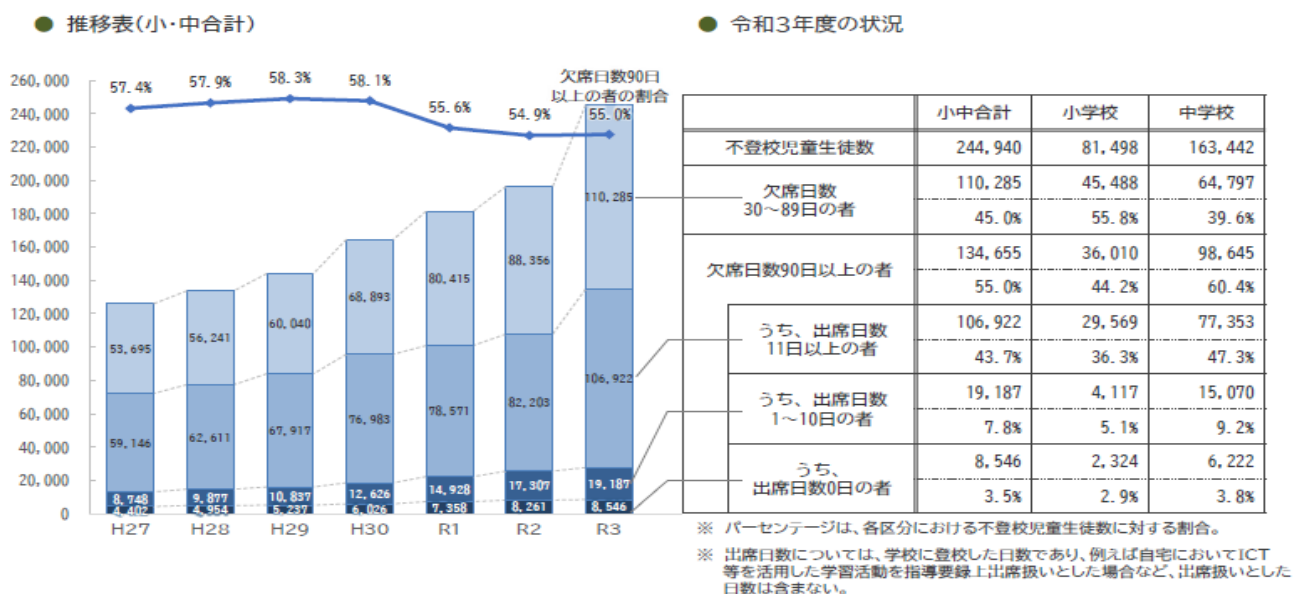
【図1：小・中学校における長期欠席者数の推移】

\*<sup>1</sup> 武雄市立山内中学校

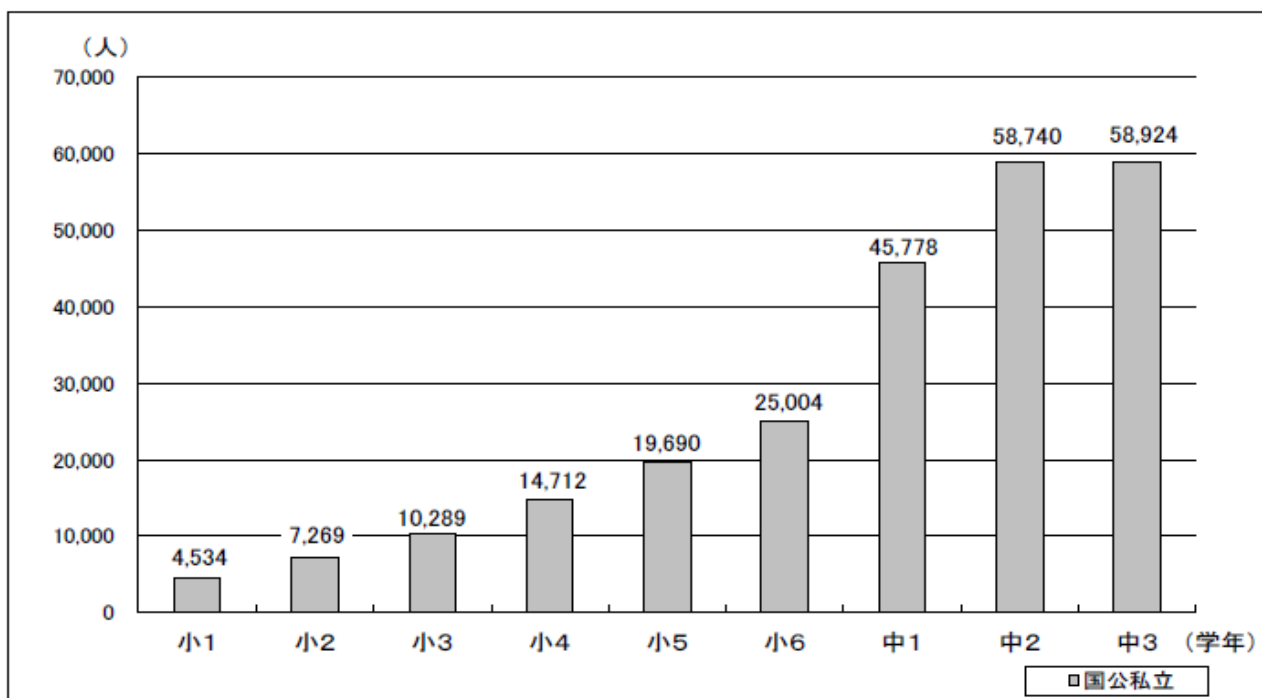
2年度調査からは、長期欠席の理由に「新型コロナウイルスの感染回避」を追加している。

図1の小・中学校における長期欠席者数の推移では、不登校児童生徒数は、小学校・中学校・高等学校ともに、平成25年度から9年連続で増加し、約55%の不登校児童生徒が90日以上欠席している。児童生徒の休養の必要性を明示した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨の浸透の側面も考えられが、生活環境の変化により生活リズムが乱れやすい状況や、学校生活において様々な制限がある中で交友関係を築くことなど、登校する意欲が湧きにくい状況にあったこと等も背景として考えられる。

図2の学年別不登校児童生徒数では、不登校児童生徒のうち90日以上欠席した者は134,655人(55.0%)であった。小学校から中学校に移行すると2倍となり、全体の60.4%は90日以上の欠席であり、深刻な状況となっている。



【図2：学年別不登校児童生徒数及び不登校児童生徒の欠席期間別人】



【図3：学年別不登校児童生徒数】

【国公立】小・中学校

	不登校児童生徒数	学校に係る状況							家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし	
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐる問題	入学、転編入学、進級時の不適応	家庭の生活環境の急激な変化	親子の関わり方	家庭内の不和	生活リズムの乱れ、あそび、非行		無気力・不安
小学校	81,498	245	5,004	1,508	2,637	160	10	537	1,424	2,718	10,790	1,245	10,708	40,518	3,994
		0.3%	6.1%	1.9%	3.2%	0.2%	0.0%	0.7%	1.7%	3.3%	13.2%	1.5%	13.1%	49.7%	4.9%
中学校	163,442	271	18,737	1,467	10,122	1,414	843	1,184	6,629	3,739	8,922	2,829	18,041	81,278	7,966
		0.2%	11.5%	0.9%	6.2%	0.9%	0.5%	0.7%	4.1%	2.3%	5.5%	1.7%	11.0%	49.7%	4.9%
合計	244,940	516	23,741	2,975	12,759	1,574	853	1,721	8,053	6,457	19,712	4,074	28,749	121,796	11,960
		0.2%	9.7%	1.2%	5.2%	0.6%	0.3%	0.7%	3.3%	2.6%	8.0%	1.7%	11.7%	49.7%	4.9%

【図4：不登校の要因】

図3の学年別不登校児童生徒数のグラフからは、小6から中1では約2万人、中1から中2では約1.3万人の増加となり、中学校での学習面や友人関係の困難さがうかがえる。また、図4の不登校の要因では、上段は「長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した児童生徒全員につき、主たる要因一つを選択するようになっている。下段は、不登校児童生徒数に対する割合である。不登校の要因として、本人に係る状況（無気力・不安）が最も多く、いじめを除く友人関係をめぐる問題や学業不振、入学・転編入学・進級時の不適応は、小学校時と比べると増加している。一方、親子の関わり方は、大きく減少している。

佐賀県においては、県内の国公立・私立の小中高校で2021年度に30日以上欠席した不登校児童生徒数は、2,044人で2020年度から26.3%（426人）増加して過去最高であった。1千人当たりの不登校児童生徒数は、小学校で12.1人、中学校は44.8人で全国平均を下回っているものの、不登校児童生徒への対応は、佐賀県教育施策の柱として取り組むべき喫緊の課題のひとつである。また、所属校においても不登校生徒は年々増加しており、今年度（12月現在）は在籍生徒数の12%が不登校状態であることから、学校運営上の最重要課題となっている。

（2）不登校児童生徒への支援

不登校対策については、文部科学省が令和3年10月6日に開催した不登校に関する調査研究協力者会議資料にこれまでの不登校対策がまとめられ、今後の対応が示されている。

平成28年12月14日に議員立法によって公布された義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の総則やその目的及び基本理念、平成29年3月31日の文部科学大臣が決定した義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針の不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項の中に、児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくりと不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進の2点が挙げられている。特に、2つ目の不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進では、校内組織を見直して学校全体で取り組んでいかななくてはならないと考える。

令和元 10 月 25 日付(元文科初第 698 号)の不登校児童生徒への支援の在り方についての通知では、不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方として、「不登校児童生徒への支援は、『学校に登校する』という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること、不登校児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、不登校のきっかけや継続理由に応じて、適切な支援や働き掛けを行う必要があること、ICT を活用した学習支援など多様な教育機会を確保することが挙げられ、学校等の取組としては、不登校児童生徒が生じないような魅力あるよりよい学校づくりを目指すほか、児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮を実施すること、校長のリーダーシップの下、教職員だけでなくスクールカウンセラー（以下 SC）やスクールソーシャルワーカー（以下 SSW）とも連携協力し、組織的な支援体制を整えること等の充実を図る」ことが明記されている。

また、令和 3 年 1 月 26 日付の中央教育審議会答申では、令和の日本型学校教育の実現が示された。不登校児童生徒の学習環境の確保に向けた今後の主な方向性として、第II部各論中に義務教育を全ての児童生徒等に実質的に保障するための方策として、①不登校を減らすためには、学校が児童生徒にとって安心感、充実感が得られる活動の場となり、いじめや暴力行為、体罰等を許さず、学習指導の充実により学習内容を確実に身に付けることができるなど、児童生徒が安心して教育を受けられる魅力あるものとなる必要があることや、②現に不登校となっている児童生徒に対しては、個々の状況に応じた適切な支援を行うことにより、学習環境の確保を図ることも必要であることが示されている。

以上のことから、本校の生徒の実態を踏まえて、当該自治体の教育委員会と協議しながら校内での別室における支援体制を組織することとした。

### （3）教育相談体制の充実

2022 年 12 月に、生徒指導提要在が 12 年ぶりに改定された。改定された背景には、子供たちを取り巻く環境が大きく変化中、いじめの重大事態や児童生徒の自殺者数の増加傾向が続き、極めて憂慮すべき状況にあること、「いじめ防止対策推進法」や「義務教育の段階における普通教育に相当する機会の確保等に関する法律」の成立等関連法規や組織体制の在り方など、12 年前とは生徒指導をめぐる状況が大きく変化してきていることがある。

特に、今回の改訂では、課題予防・早期対応といった課題対応の側面だけではなく、児童生徒の発達を支えるような生徒指導の側面に着目し、その指導の在り方や考え方について説明が加えられている。子供たちの多様化が進み、様々な困難や課題を抱える児童生徒が増える中、学校教育には、子供の発達や教育的ニーズを踏まえつつ、一人一人の可能性を最大限伸ばしていく教育の実現が求められている。

不登校問題は国を挙げての喫緊の課題でもあり、不登校児童生徒への支援の目標は、将来、児童生徒が精神的にも経済的にも自立して豊かな人生を送れるような、社会的自立を果たすことである。そのため、不登校児童生徒への支援においては、学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立を目指せるように支援を行うことが求められていると考える。このことは、「児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支える」という生徒指導の目的そのものと重なるものであると言える。

校内においては不登校に限らず、学校の中での課題に対応するためには、教職員一人一人が児童生

徒に対する共通理解の姿勢を持ち、学校全体でチームとしての指導・援助を行う体制の充実を図ることが重要となる。

また、不登校については、いじめや虐待、非行やネット依存、発達障害や精神疾患等との関連も指摘されることもある。校内での支援に当たっては、必要に応じて外部専門機関や SC や SSW も加えた多職種によるネットワークを構築して、教育相談体制が組織的に機能するようにすることが求められる。

さらに、公式のケース会議ではなくても、日頃から不登校児童生徒についての情報交換と次を取るべき対応を検討するため、日常的な情報交換も必要である。教育相談担当主任ばかりが主導し、時間を固定せずに、昼休みや放課後等を利用して、比較的短時間で臨機応変に打合せや会議を持つことが望まれる。教育相談担当主任がファシリテーターとしての役割を果たせるようにするとともに、そのようなことが可能になるような職場の雰囲気や体制づくり（教職員集団の同僚性）を進めることは極めて重要であり、管理職としての責務であると考え。学級担任が学習指導だけでなく、学級で児童生徒に寄り添い、生活面全般についての指導や支援も担当していくことは、集団の中において個別指導を行う上で有効なシステムであると考え。

不登校をはじめ、児童生徒への生徒指導においては、最も身近で密接な関わりを持つ学級担任は、「いつでも」「どこでも」「だれにでも」個別指導をする機会を持つことができる。深刻な悩みや課題を抱え、特別な指導や援助を必要とする児童生徒に対して第一義的に関わっていくことも、学級担任であることから、一人だけでは解決を図ることが困難な場合も少なくなく、不登校児童生徒への支援もその例外ではない。学校内のあらゆる人材（管理職、教務主任、学年主任、養護教諭、教育相談担当主任、特別支援教育コーディネーター、学校生活支援員、SC、SSW）や外部専門機関、自治体の福祉課等と協力し合いながら、教育相談を支える教職員の連携・協働体制を機能させていきたい。

学校においては、校長のリーダーシップの下、学校全体で組織として対応できる体制を構築し、学校外の専門機関等との「横」の連携を進めるとともに、子供の成長過程を見ながら継続的に一貫した支援を行う視点から、小学校、中学校、高等学校等の「縦」の連携も重要となる。不登校児童生徒への支援において、多くの関係者が協力し合って子供に関わる体制を構築していくことによって、一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援を推進していけるものと考え。

#### （４）別室登校と別室での支援について

別室登校については、平成28年12月14日公布された義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の総則（第1条～第6条）の目的に、教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨に則り、不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進することが示されている。また、基本理念として5項目が挙げられ、「1 全児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保」「2 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援」「3 不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備」と、令和3年1月26日の中央教育審議会答申での不登校児童生徒の学習環境の確保に向けた今後の主な方向性については、『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～が打ち出された。特に、第II部各論の「2 9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について」の中には、（４）義務教育を全ての児童生徒等を実質的に保障するための方策として、①

不登校児童生徒への対応として、「不登校を減らすためには、学校が児童生徒にとって安心感、充実感が得られる活動の場となり、いじめや暴力行為、体罰等を許さず、学習指導の充実により学習内容を確実に身に付けることができるなど、児童生徒が安心して教育を受けられる魅力あるものとなる必要がある」と示されている。また、現に不登校となっている児童生徒に対しては、個々の状況に応じた適切な支援を行うことにより、学習環境の確保を図ることも必要である。(中略) 不登校児童生徒に対する支援を行う取組の充実、自宅等での ICT の活用等多様な教育機会の確保など、子供たちが学校で安心して教育を受けられるよう、学校内外において、個々の状況に応じた段階的な支援策を講じるとともに、更に効果的な対策を講じるため、スクリーニングの実施による児童生徒の支援ニーズの早期把握や校内の別室における相談・指導体制の充実等の調査研究を進めていくことが必要である」とも明記されている。

## 2 学校における再登校支援

### (1) 再登校支援について

学校外の不登校児童生徒支援施設である自治体の教育委員会が管轄する学校適応支援教室（適応指導教室から名前が変更）は、学校が連携する関係機関のひとつとして挙げられる。不登校の児童生徒の居場所として、または支援の場所として、今後ますます大きな役割を果たすことが求められている。また、教育支援センターとは別に、不登校の児童生徒を支援するための別室を校内に設置し、再登校に向けた身近な準備場所として、不登校の児童生徒の「居場所」を設置する取組を行っている学校もある。これは、教室以外の居場所（別室）が校内にあり、教職員が児童生徒に身近に関わることによつて、教職員と児童生徒との距離を縮め、教室への復帰をスムーズに移行させる環境をつくる取組である。文部科学省は「今後の不登校への対応の在り方について（報告）」(2003)において、「特に効果のあった学校の措置」として、「保健室登校等特別の場所に登校させて指導に当たった」を挙げている。そして、保健室や相談室などは、不登校の児童生徒の「居場所」として果たす役割は大きいとし、学校内での「居場所」を充実させる必要があると考える。

### (2) 別室登校のあり方について

#### ① 不登校の児童生徒の居場所づくり

不登校の児童生徒の教室以外の居場所として、保健室や相談室がある。相談室は来室者にとって「ひと休みする場所」である。集団への適応に支援が必要な児童生徒にとってひと休みできる場所があれば、教室への復帰の思いが高まることもある。相談室で児童生徒に関わる教職員は、この中では「評価」や「指導」をせずに、「受容」「共感」する存在であることが望まれる。第三者の入室を制限することも可能であるため、児童生徒だけでなく教職員にとっても「(特) 別室」となり、落ち着いて目の前の児童生徒と関わりすることができる。教職員は専門的な知識や内容を学んでいなくても、そこは守られた空間であるため、居心地の良い空間となり、カウンセリングの基本的態度を出しやすい場となる。別室は、児童生徒にとって「安心して自分らしきを見せることのできる場所」になることができ、両者にとって安心感を持つことができると考える。

#### ② 教室への復帰への架け橋

学級担任や養護教諭、学校生活支援員、SC、SSW が中心的に別室で児童生徒に関わったとしても、授業やそれ以外の場面では学年の各教職員の支援がさらに必要になってくる場合が多い。児童生徒が



必要とする支援を確認・検討し、その対応について共通理解するためには連絡調整のための情報共有の時間が必要となってくる。時間が取れないときは、児童生徒が必要とする支援や状態をメモにして学級担任に渡すなど、情報を共有し、支援の手立てを児童生徒に関わる教職員全員で検討することは、全ての教職員が直接的・間接的の違いはあるが、関わることの大切さを確認する良い機会になると考える。

また、教育相談担当主任が支援を行う場合のコーディネーターとしての重要な役割の一つは、児童生徒が必要とする援助を具体的な支援に結び付けることであると考えます。また、保護者との関係づくりや学級担任の支援、専門機関との連絡調整なども大切な役割である。児童生徒が必要とする援助から「どの教科（授業）なら」「どの教室（場所）なら」「どの教職員なら」などを検討し、どの方面からアプローチすればよいのかを検討していくことが必要となる。中学校では一人の生徒に対して各教科で各担当が複数おり、それぞれが生徒に関わることが可能である。その中から「関わりの多い教職員から」「得意な教科から」などといった手立ての模索を調整役としてのコーディネーターが行うことができる。教育相談担当主任や特別支援コーディネーターが教職員と連携を取りながら、別室登校の生徒が所属する学年教職員を中心に対応させることを計画することで、別室登校の個々の児童生徒への対応や支援の多様性が広がると考える。さらに、同じ学年や学級の仲間の存在も大切になってくる。教室に足が向かうようになると、教室にキーパーソンとなる児童生徒が必要となる。そばにいて支えてくれる仲間の存在は不可欠であり、教室に行っても、教職員以外に「寄り添ってくれる存在」がいることは安心感につながると考える。

### ③ 別室運営と全教職員の理解と協力

学級担任中心の対応では、学級担任の負担が過重となる場合が多い。学級担任による対応の違いや対応が適切さがまずかった場合の気付きの遅れ、授業時間中に対応できないことなどのデメリットが挙げられる。また、学年の教職員中心の対応では、当該の学年教職員への負担の過重や対応に不適切な面があった場合に他の学年の教職員が気付きにくいこと、学年による対応の違いが著しい場合に相互に批判的になりやすいことなどが心配な点として挙げられる。学級や学年だけで抱え込まずに、学級担任を中心に置いた、全教職員の理解と協力が不可欠であると考えます。

### ④ 保護者との日頃からの関係づくり

当該児童生徒の対応ばかりでなく、保護者への対応も重要である。児童生徒は学校や家庭、地域等において様々な人間関係の中で生活している。家族や家庭内のトラブルがきっかけとなって学校での反抗的な態度につながったり気持ちが沈んでしまったりと、心身の不調の背景に家庭の要因が関係していることも少なくない。その側面からも、不登校の予兆の早期発見・対応において教職員と保護者との信頼関係に基づく情報共有が不可欠であると考えます。一方で、児童生徒が不登校になることで不安や焦りを感じている保護者へのカウンセリング等を通じた支援もさらに重要となる。学級担任は、SC、SSWの協力も得ながら、保護者の話をよく聴き、保護者との間に不登校児童支援の協力者としての関係を築くことが重要となる。保護者を元気付けて精神的に安定させることが、児童生徒への有効な支援につながることも少ないと考えます。

## 3 校内適応支援教室「あじさいルーム」の設置

### (1) あじさいルームの設置上の留意点

### ① 人間関係づくり

教職員が別室登校の児童生徒に関わるとき、学習指導だけでなく、雑談したり一緒に遊んだりするなどして別室登校児童生徒との人間関係づくりに努めることは、教室への復帰に向けた取組を進める上で欠かせない。また、別室に自分たちを理解してくれる教職員がいると思えるような環境をつくることで、別室登校の児童生徒は素直なありのままの自分を表現できるようになり、教職員と別室登校の児童生徒との間に人間関係が築かれていくと考える。

### ② 教室への復帰へのつなぎ手の存在

当該児童生徒と仲の良い児童生徒が、別室登校の児童生徒を教室につないでいく、つなぎ手の役目になることで、別室登校の児童生徒はその児童生徒を介して、学級に戻るきっかけをつかみやすくなると考える。しかし、仲の良い児童生徒がいない場合は、教職員が同席して、別室登校の児童生徒と人間関係が築ける児童生徒と顔を合わせる方法も考えられる。学級の児童生徒と一緒にいる機会を重ねていくことで、少しずつ緊張や不安が和らぎ、この児童生徒と一緒にいたら安心して過ごせそうだという気持ちを持てるようになると思う。

### ③ 学級の受入れ態勢

学級の受入れ態勢ができていない場合は、別室登校の児童生徒にとって教室が安心して過ごせる居場所と感じられないため、教室への復帰に向けての取組を進めることは困難になる。そのため、教職員は別室登校の児童生徒が、いつ教室に来ても気持ち良く自分の席に座れるように、座席の配置を配慮したり準備したりすることや、学級の中に別室登校の児童生徒を理解して温かく受け入れられる環境を整えておくことが大切である。

### ④ 当該児童生徒・保護者・全職員の共通理解

教室復帰に対しては、別室登校の児童生徒の実態を理解し、現在の関わり方などについて共通した実践を行う上で、全教職員の理解と協力が必要である。また、当該児童生徒や保護者と、状況に応じて必ず作戦会議を行い、「いつ」「どこで」「何を」「どうする」等について打合せを行い、できることを一つずつ積み重ねていくことは、当該児童生徒の自信や自己肯定感を高めることにもつながる。さらに、保護者も児童生徒を登校させることの安心感が得られ、親子関係の安定にもつながると考える。

### ⑤ スモールステップの目標設定

当該児童生徒にとって、取り組みやすい目標設定を行うことは重要であると思う。例えば、「朝の会や掃除時間に教室に行く」という目標を立てるとする。その目標が達成できたら「帰りの会にも参加する」という目標を追加し、さらにその目標が達成できたら「給食を教室で食べる」「得意な教科の授業を受ける」というように、徐々に実践可能なことを増やしていく。別室登校の児童生徒が目標や課題にチャレンジした後に当該児童生徒と一緒に振り返り、目標の再設定や修正を丁寧に扱うことが大切である。

### ⑥ 環境調整

教職員が別室登校の児童生徒との信頼関係を築くことができれば、別室登校の児童生徒ができそうなことについて、可能な取組を当該児童生徒と一緒に考えて、どのような環境調整をすればできそう



な気持ちをもっと高まるのかを一緒に考えることも大切なことである。このような取組を繰り返しながら、当該児童生徒が次に「〇〇に挑戦してみよう」とする気持ちが芽生えてくる。「やれるかどうか」を「できる」か「できない」だけではなく、「やれそうな気持ち」と「やれそうにない気持ち」の心の内を丁寧に聴いていくことで、支援に有効な手立てにつながっていく。また、必要に応じてロールプレイを取り入れるなどして、本人のできそうな気持ちを高めることも必要である。自分がどのようにして教室に入り、どの席に座って、どのように学習活動し、教室を出るときにはどうするかなどの具体的なイメージを持つことで、行動に移すことがより可能になってくると考える。

### ⑦ 別室の設置及び整備

文部省が発行する生徒指導資料 11 集「生徒指導の推進体制に関する諸問題 中学校編」(1975)には、相談室を整備する条件と留意点として、大切にすべき以下の8項目が的確に示されている。

- ・ 最小限2名の人間がゆったりした気持ちで話し合える広さが必要である。
- ・ 教育相談室は、なるべく静かな落ち着いた場所に設置することが望まれる。
- ・ 気兼ねなく相談室に出入りできるように、その出入りを他の児童生徒に見られるような心配のないこと、外部から覗き見されないようにカーテンをかけたりするなどの配慮することが大切である。
- ・ 職員室からなるべく近い場所にあることが望まれる。
- ・ 部屋の内部は、明るい、親しみやすい雰囲気にすることが大切である。
- ・ 話し合いのためにテーブルと椅子は必要である。それらの規格も考慮し、なるべく椅子は教職員用も児童生徒用も同じものにすることも必要な配慮である。
- ・ 面接の場合、正面から向かい合って座るよりも、斜めや直角に座るほうが、児童生徒に威圧感を与えることが少なくなるため、このような配慮も必要である。また、ソファがあれば二人並んで腰をかけられるので、なるべく用意したい。
- ・ 温かみのあるやわらかい雰囲気を作るために、窓のカーテン、花びん、額、壁の色などは落ち着いたものを選ぶようにするとよい。

上記の項目については、文部省が発行した資料から抜粋している。以下は、上記の項目内容を基に校内から調達して整備した「あじさいルーム」である。



【図5：あじさいルーム校舎内入口】



【図6：学習スペース】



【図7：グッズコーナー】



【図8：生徒作品パーティション】



【図9：対話スペース】



他の生徒の目を気に  
することなく、  
外から直接出入り得  
きる

**A**：あいさつ元気 **J**：時間を守る  
**I**：いじめゼロ **S**：そうじは無言  
**AI**：愛があふれる  
「あじさいルーム」の由来は、生徒会で伝統的に  
取り組んでいる「**A** **J** **I** **S** **A** **I**運動」のそれぞれの  
頭文字から取りました



【図10：リラックススペース】

### 3 支援の実際

#### (1) 当該生徒への対応

不登校に対する研究は多いもの、その原因については人それぞれで異なっており、本人も分かっていない場合も多くある。不登校になったことで、生徒も辛く苦しい思いをしていることは言うまでもない。その気持ちは保護者も同様であり、不安や精神的な孤立、養育に対する罪悪感というような気持ちを抱くようになる。そのような状況の時に、少しでも両者の気持ちに寄り添い、気持ちを支えていくことを第一に考えた。

特に、不登校の原因が分からない、手探りの状況下では、「生徒の気持ちを尊重する」「生徒が安心できる居場所を作る」「無理やり原因を追究しない」「原因が分からないからといって放置しない」ことを考えながら対応している。また、保護者に対しても負担が掛からないように配慮しながら、丁寧に寄り添うことを大切にしたい。

#### (2) 「あじさいルーム」を利用するまでの手続き

全校生徒の出欠等状況は、欠席・遅刻・早退理由等も含め、毎日記録を残している。それをまとめる(佐賀大学大学院学校教育学研究科紀要第5巻2021年実践発表掲載資料)ことで、全校生徒の登校状況やその時々の様子を把握している。その記録を基に、隔週で実施している教育相談部会で日常の教職員による観察等も含めて、情報を共有して利用を促す生徒をピックアップしている。「あじさいルーム」を利用する生徒については、当該生徒の学級担任か学年主任、教育相談担当主任から、電話連絡または家庭訪問で当該生徒の保護者に様子を聴き、「あじさいルーム」の紹介をする。時には、実際に親子で教室の様子を見学に来る場合もある。その場合は、学級担任、当該生徒と関係性が良い教職員と教育相談担当主任が同席して説明を行う。現在の時点では、年度途中の開設であり、常時、訪問支援員(週2日勤務・自治体雇用)が午前中だけの対応としている。来年度は本校管轄の教育委員会

との協議で、支援員配置等の希望をしているところである。

特に、登校を促す場合は、登校する時間帯や滞在時間、対応する教職員、活動内容など、あじさいルームでどのような過ごし方をするのかなど、当該生徒の考えを聴きながら具体的な見通しを持つことができるような提案を行い、子どもの気持ちや反応を尊重しながら対応することを大切にしている。当該生徒が、「ここ（あじさいルーム）には、来てもいいかな…居てもいいかな…」など、再登校に対するほんの少しの気持ちの変化や安心して落ち着くことのできる居場所としての認識をもつような働き掛けを行うことを大切にしている。常に寄り添い、見守っているといった姿勢を示していくことが大切であると考え。また、登校した日には、当該保護者にあじさいルームでの様子や活動内容等を連絡し、保護者の精神的な安心や安定を図るような働き掛けをしている。このような日々の対応の積み重ねをすることで、保護者にとって学校や教職員が相談しやすいものとなり、信頼関係が構築されていくと考える。

### (3) 職員間の共通理解


教職員間の理解を共通させることで、支援の充実を図ることができる。そのための資料が以下の図である。

**校内通向支援教室「あじさいルーム」について（教職員用）**

〇〇中学校教育相談部

**1 目的**  
様々な理由から、教室に入りづらくなり、不登校、または不登校傾向となっている生徒が、教室以外の選択校となる居場所、校内支援教室（以下支援教室）によって、登校へのハードルが低くなり、少しずつ登校できるようになる（登校の日が増える）ことを目的とする。

**2 対象生徒**  
不登校及び不登校傾向の状態にある生徒



**3 支援により生徒に期待する効果**  
(1) 学校に慣れ、登校日数や授業時間数を増やす  
(2) 友人や教職員とのつながりを持ち、コミュニケーション能力を高める  
(3) 心のエネルギーを高めるとともに、無理なく活動できるよう自分で調整できるようになる  
(4) 自分に合った学習課題に取り組み、学力を付ける

**4 運営**  
(1) 教育相談担当（〇〇、〇〇、〇〇、〇〇）を中心に教育相談部会、生徒指導協議会で検討しながら進める。  
(2) 部屋はコミュニティルームを利用する。（登校のハードルを下げるため）（コミュニティルームは外から直接入室することができ、登校以外、他の生徒からは死角となる部屋のため安心して登校し、過ごすことができる。）  
(3) **開室日**は月曜日（週2日）とする。（〇〇先生が担当）  
・開室時間は、9時から給食までの時間等とする。（給食は生徒の状態に向じる）  
・午後12時の授業がある場合は学年で対応する。  
(4) 入室に関しては、本人や保護者、学級担任からの申し出だけでなく、複数の教職員で見取りをし、学年会⇒教育相談部会⇒運営委員会で検討し、正式入室を認める。  
(5) 学級担任は本人と保護者と相談し、**個別の支援計画を作成する**。  
(6) 学習に関しては、学級担任と利用する生徒とで、各教科の学習内容や進捗状況を確認する。  
(7) 支援教室のお世話をする職員は教育相談部会主任（〇〇）がコーディネーターとして、各学年の教育相談担当で行うが、主に訪問支援員（〇〇先生）が担当する。  
※他サポートとして、〇〇先生（スマイル先生）、〇〇先生、SC〇〇先生、SR〇〇先生  
個別の支援計画をもとに、生徒の状態に応じてスムーズステップで活動させる。

**○担当内容**  
・生徒に日誌を書かせる。  
・毎朝、（所属学級の時刻表を参考に）、学習や活動（どのように過ごすかなどの計画）を立てさせる。（または事前に計画した計画を確認させる。）

- ・1日の終わりに振り返りし、次の登校日の計画を立てさせて提出させる。
- ・出欠状況が分かるように、その日の登校時間や下校時間を職員室のホワイトボードに記入する。
- ・心のエネルギーを高める事ができるような活動と一緒にを行う。（雑談・ゲーム等）
- ・生徒の学習を見守る。
- ・支援教室日誌を記入する。
- ・学級担任や学年との情報交換や情報共有を行う。

(8) スクールカウンセラーとの連携  
・利用している生徒及び保護者には、月に1回程度のカウンセリングを実施する。

(9) 利用手続きについて

本人や保護者からの申し出、学級担任からの申し出、複数の教職員の見取り等

↓

学年で検討

↓

教育相談部会で検討

↓

運営委員会で検討

利用が決定したら、学級担任は本人と保護者と面談をして、支援教室を利用する目的や過ごし方について話を進める。  
**個別の支援計画を生徒、保護者と一緒立て、短期目標、長期目標を生徒・保護者・職員で共通理解する。利用承諾書を取る。**

支援教室利用生徒とその保護者は、月に1回程度、SCと面談を受ける

↓

生徒・保護者との定期的な面談を実施して、個別の支援計画を見直す

**5 校内支援教室の1日の流れ**  
※学級担任は、必ず生徒と話を進める  
(1) 朝は9時までに登校する。（または学級担任と決めた時間までに登校する。）  
(2) 登校をしたらできるだけ職員室の先生に登校した事を伝えに行き、学級担任から日誌を受け取る。（学級担任不在⇒学年職員不在⇒職員室の先生）  
難しい場合は、支援教室の先生（〇〇先生）から日誌を受け取る。  
(3) 1日の計画を立てる。（または事前に立てた計画を確認する。）  
※学級担任または学年職員、〇〇、〇〇で対応する。  
(4) 学習する場合は、学習計画に沿って基本的には自主学習を取り組む。  
受けられる授業があったら、〇〇か学年の先生に伝えて、授業を受けに行く。  
(5) 給食は学級担任の先生との話で決める。（食べるか食べないかも含む）最終的には自分の学級または、学年学習ルームで学年の先生と食べることを目標とする。  
支援教室で食べる場合は、できるだけ自分で学級に取りに行く。  
(6) 1日の振り返りと、次の登校日の計画を日誌に記入し、学級担任または支援教室の先生（〇〇先生）または、職員室の先生に提出してから下校する。

**6 職員の間わり**

(1) 全職員ができるだけ支援教室登校の生徒に声を掛ける。（生徒の状態によっては声を掛けるかけることを控える場合もある。）

(2) **学級担任及び学年の職員は、1日1回は支援教室登校生徒と話す。**

(3) 生徒の状態に応じて、教科担任はできるだけ範囲で授業に取り組みることができるようになる。  
・授業で使うワークシートを専用のボックス（職員室内）に入れておく  
・授業に対しての質問は、直接質問できない場合は日誌に記入させ、教科担任は返答をする。

(4) 生徒の状態によってはできる限り、支援教室登校の生徒も評定を出す。教科や学習内容によっては、観点だけでも出す。（ワークシートの提出状況や小テストの実施などを自動的に把握しておく。）

**7 その他共通理解**

(1) 登校へのハードルを下げ、心のエネルギーを高めることを第一と考えるため、心のエネルギーを高めるような活動を行う。その際、トランプやウノなどのカードゲームやじゃんけんなどを使用することもある。準備は教育相談担当〇〇が行う。

(2) 保護室や図書室を利用する場合は、どちらも1時間以内とする。（クワダグワンを目的とする。）

(3) 友人と話すときは、支援教室の外で話す。

(4) 支援教室開室日（月・木）以外の日は、基本的には開室しないが、登校を希望する生徒に対しては学年で対応し開室する。（施設も学年でお願ひします。）なお、この日は学級へ行く「チャレンジ登校の日」とし、学級へ少しだけでも行くことを目標とする。

(5) 急に、教室へ行きたくない等と言い出した生徒の一時的な居場所として支援教室を利用することはできない。（「どりあえず支援教室に」とはしない）本人と話し合っで学年で居場所を準備する。（教育相談室、クールダウンルーム、学年学習ルーム、総務室2、保健室（1時間のみ）等）また、その場合は必ず学年の職員が対応を行う。その後、生徒の様子によっては支援教室入室を検討する

**8 校内通向支援教室のイメージ**

○ほとんど登校できない  
○家庭ではほとんどの時間を過ごしている（関連機関との連携がないなどの）

スクラムやフリースクール等に登校しているが、学校への登校は難しい  
登校はなんとかできるが、教室へ行くことが難しい

欠席は多いが、登校したときは、教室で過ごすことができる

校内通向支援教室「あじさいルーム」  
（月・木の午前中）

○学校に慣れる  
○短時間でも登校できるようになる

○完全不登校を脱却  
○登校の日を増やす

教室での支援

○少しずつ登校が増える  
○教室で授業を受ける事ができるようになる。  
⇒卒業へ

○登校が難しくなった場合等は、〇〇  
〇〇等の関係機関につなげる

【図 12：教職員間の共通理解】


(4) 保護者及び生徒への紹介

該当保護者及び生徒に対しては、対面で図13と図14を使って説明している。

**保護者様**

**校内通商支援教室「あじさいルーム」について**

校内通商支援教室「あじさいルーム」は、さまざまな事情から学校に登校することが困難なお子さんに対して、登校へのハードルを下げ、少しずつでも登校できるようにすることを目的とした部屋です。それぞれの体や心の調子で、過ごし方は異なりますので、本人や保護者の方と相談をしながら、最終的には教室復帰を目指して支援をしていきます。



- 登校できるようになることを第一に考えます  
あじさいルームが学校での居場所となり、安心して登校できるようにしていきます。
- 少しずつ学校生活が送れるように支援します  
教職員とのいろいろな話をしたり、時にはゲームなどの楽しい活動をしたりにして、心のエネルギーを蓄えます。また、お子さんの心をほぐして、教室へ向かうようする力を蓄えます。
- 少しずつ学習も進めます  
学級復帰後、学習についての不安感を軽減するため、それぞれに応じた学習を進めます。学習内容については、学級担任の先生と相談しながら進めます。
- 御家族との連携が必要となります  
日々のお子さんの様子を細やかに見ながら、適切なタイミングで次のステップに進めるように支援します。そのために、学級担任との連絡を随時行い、御家庭での状況をうかがいます。
- 専門的な意見も参考に支援します  
定期的にスクールカウンセラーとの面談を受けることになります。

あじさいルームについて、何か御不明なことがありましたら、いつでも御連絡ください。

あじさいルーム担当  
教育相談担当：○○  
(訪問支援員：○○)  
○中学校  
TEL：

【図13：保護者への紹介】

**生徒及び保護者様**

**〇〇中学校校内通商支援教室「あじさいルーム」**

あじさいルームはしばらく登校できていなかったり、登校に不安があったりある生徒の皆さんが、少しずつ学校に来ることができるようになるためのお部屋です。  
心のエネルギーを高めるような活動や学習をしながら、過ごせるお部屋です。みなさんと話し合いながら、最終的には教室に戻ることを目標にして、一緒に過ごしていきます。

**あじさいルームでの過ごし方について**

○基本的にあじさいルームは月曜日と木曜日、9時から給食時間まで開室します。その後は下校となります。

- ・給食後も学校で過ごすことができる場合は在宅してよいですし、月曜日と木曜日以外の日も登校できるようにであれば登校しましょう。この時間は学年の先生たちと相談しながら過ごすこととなります。
- ・登校に不安があるかもしれませんが、週に1回か2回、短い時間でもよいので、チャレンジ登校してみてください。

○あじさいルームで主なお世話をする先生方は、保健室の○○先生と、○○先生です。困ったことがあったらいつでも相談してください。

**生活について**

- ・登校は9時まで（または先生と決めた時間まで）に登校しましょう。
- ・登校は連絡あじさいルームに登校できます。（自転車小屋の方から入れます。）
- ・登校したら、学級担任の先生や支援教室の先生と話し合いながら、1日の計画を自分で立てましょう。
- ・給食は学級担任の先生と話し合って決めましょう。

**学習について**

- ・学習は、学級担任の先生と話し合いながら行いましょう。
- ・自分で決めた学習や活動を行い、帰る前に1日のふり返りしましょう。
- ・学習だけでなく、心のエネルギーが高まるような活動もしましょう。
- ・教室で受けられる授業があったら、授業を受けに行きましょう。

**その他**

- ・登校予定の日に欠席する場合は、連絡、早退については、保護者が連絡をしてください。

【図14：あじさいルームでの過ごし方】

(5) 支援の記録

支援を行う上で記録を残すことは、その後の支援の方向性を左右するヒントになることが多い。何気ない生徒との関わりや会話の中に、その生徒の思いや気持ちの変化、前向きに取り組もうとする様子を見取ることができ資料となる。図15は支援員の記録シートで、図16は生徒の活動日誌である。特に、「自分の気持ち」を数直線で示させることは、言語化が難しい生徒にとって、自分の状況を可視化するために有効であると考えられる。

**あじさいルーム**

( )月( )日( )曜日

※連絡事項

校時	担当	生徒	様子・気付きなど
1			
2			
3			
4			
給食			
5			
6			

【図15：支援員の記録】

( )月( )日( )曜日

登校時刻 ( )時( )分	下校時刻 ( )時( )分
昨日寝た時刻 ( )時( )分	今朝起きた時刻 ( )時( )分

登校した時の自分の気持ち (遠いところにするしをつけよう)

☹️ | | | | | ☺️

校時	予定	活動内容
1時間目		
2時間目		
3時間目		
4時間目		
給食		
養休み		
掃除		
5時間目		
6時間目		

ふり返り (今日がんばったことや明日がんばりたいこと、先生に伝えたいことなど)

登校した時の自分の気持ち (遠いところにするしをつけよう)

☹️ | | | | | ☺️

先生より

【図16：生徒の活動日誌】

(6) 「あじさいルーム」の立ち上げから考えたこと

- ① 別室を活用した支援の意義のひとつとして、不登校生徒に対する支援の具体化とそのことによる早期介入へのつながりやすさが考えられる。別室という物理的な空間を中心に支援を行うことで、生徒や保護者、教職員に対して具体的で明確な形として支援の手立てのひとつが示されることになる。このことで、教職員にとって「あじさいルーム」は生徒の行き渋りが見られたときの有効な選択肢のひとつとして、また最初の手立てとなり、初期の段階で他の教職員と情報共有を行い、実際のサポートに具体的につながりやすくなると考えられる。また、生徒に対しても、自分が「今」「どこで」「どのように頑張るか」「または一旦休むか」を分かりやすい形で提示することができるのではないかと考えられる。
- ② 重要性が指摘されている連携やチーム学校といった取組は、教職員や学校による支援のイメージが様々であり、それまでの教職員の経験や資質に頼るところが大きい。そのため、「別室を活用した支援」という柔軟性を持った支援の枠組の存在は、欠席しがちな生徒も含めた関係者にとって具体的な手立てのイメージへとつながると考える。また、個々の教職員、保護者や生徒が安心して学ぶことや個々の生徒の実情に応じた支援へと展開していくと考えられる。
- ③ 当該生徒と学級担任や他の教職員双方にとっての心理的な支援の意義を考えると、教室や職員室など、生徒の緊張や不安を強く喚起しない場所で顔を合わせて話ができること、学校や教職員との間にそれまでとは異なる関係を築くきっかけや機会となること、一時的に「学校に行かなければならない」といった葛藤や緊張が和らぐ機会となることが考えられる。しかし、生徒自身の別室を活用することに関する意味付けは利用する生徒の個人差が大きいことは十分想定されるため、今後慎重な検討が必要であると考え。また、基本的に複数の教職員で関わることをシステムとして前提となるため、このようなシステムが学校に存在することは、担任教師や特定の教職員による生徒や問題の抱え込みへの予防ともなると考える。

#### 4 まとめ

これからの別室登校の支援について、以下の4点について考えた。

(1) 関わる人材

別室登校生徒は多様な要因で別室に至ることから、多面的・多角的な指導力のある教職員を別室担当に当てることが望ましいと考える。SC等外部の人材も活用し、継続的に関わる教職員に加えて、時々関わる教職員等、複数人で関わる必要があると考える。計画性なしに複数人で関わるのではなく、中心に関わる教育相談担当主任等が利用生徒1人1人のニーズを引き出し、教職員同士、生徒同士、教職員と生徒をつなぐコーディネートを行ったり、教務主任と連携して教職員の空き時間を把握し、別室用の時間割や計画などの準備をしたりすることが大切である。多くの教職員に関わるように、支援会議の場を設けずに、教職員同士のコミュニケーションも職員室等で頻繁に行われていることが理想であると考え。また、SCやSSWは別室担当教職員と密に連携を図り、別室担当教職員の対応への不安や悩みを聞き取ったり助言を行ったりして、カウンセリング時の生徒の様子をフィードバックし、共に支援方針を検討することも重要であると考え。



## (2) 学校組織のあり方

別室登校支援を理解する環境がなければ、別室担当者教職員が他教職員へとつなぐ際に困難が生じたり、別室担当教職員だけに負担が集中したりすることが予想される。また、当該生徒にとっても関わる教職員の違いによる混乱を招くことにもつながると考える。支援の際には、何を目標として別室を運営するのか、他の生徒と同じものさしで別室登校生徒を判断しないこと等の理解を周知しておくことで、教職員間で別室の認識に差が生じないように、管理職を中心とした別室支援の位置付けや別室運営の共通理解を図ることが必要であると考え。教職員間の混乱や負担を軽減させるためにも、忙しい中でも、定期的に管理職を含めた教育相談部会が実施されることが大切である。加えて、日常的に、立ち話等や口頭での日々の情報共有が行われていることも大切であると考え。

## (3) 小学校との連携

不登校の継続化を防止するため、中学校に入る前段階で児童や保護者に別室の認知をしてもらい、安心感を持たせるような取組や予防を図ることは重要であると考え。特に、小学校時代から不登校となっている児童は、中学校入学後にも不登校になるリスクが高く、中学校に進級しても「別室登校」のようなサポートする場所やつながることができる場所、対応する教職員の存在があることを伝えておくことが、当該児童やその保護者にとっても安心につながる重要な情報となると考える。

## (4) 別室につながらない生徒へのアプローチ

校内には、欠席はしないが遅刻や早退が多い、保健室来室が多いなどの気になる様子が見られ、心配な様子の生徒の存在も多くある。未然防止の観点から、そのような生徒たちにはさり気なく手紙や別室への案内を送ったり紹介したりする等、非対面での交流を図ることも大切であると考え。「気にしてもらえている」「見ていてくれている存在がいる」という感覚を持たせることで、場合によっては、「話してみよう」「会ってみよう」という動機付けにつながったり、手紙でのやり取りが試みられたりする可能性も考えられるため、直接会うことができなくても生徒との関わりを切らさずにつながっていることは大切であると考え。また、学級担任が生徒指導の3機能を意識した学級経営を実践することで、生徒自身の自己肯定感の育成や共感的な人間関係の構築、学級への所属感の醸成と学校での居場所が確保できていくと考える。

## 5 今後の課題

本実践の課題については、一度のみの利用となった生徒、長期利用する生徒、早期に教室復帰をする生徒など、個々の生徒による利用期間や利用方法、支援の違いが生じてくる場合もある。生徒の実態に応じて、その時々で当該性にとって、より効果的な支援やその方向性を検討していくことは重要である。また、学校側が提案する支援が全ての生徒に効果的に機能するわけではなく、いじめや学校不審などが不登校状態の背景がある場合は、別室登校を勧めることで状況が改善しない可能性も考えられる。そのため、個々の事例については、常に丁寧にアセスメントを行った上で導入を行い、また、導入上の工夫についても詳細な検討が必要であると考え。さらに、活動の展開によっては多様な生徒の利用が増加することや利用生徒数の増加による特定の教職員への負担が大きくなることも考えられる。今後は、担当教職員や関係教職員の負担を軽減するための、教職員間の共通理解の具体的な方略を検討していくことと、特に人材の配置については自治体の雇用状況及び管轄教育委員会の協力や調整等も課題となると考える。



【引用・参考文献】

青木 真理

別室登校について ―効果的な保健室登校指導についての一考察― 福島大学総合教育研究センター紀要第 21 号 (2016)

青木 真理 阿部 郁美

効果的な「別室登校」支援のあり方について ―福島県における実態調査からの考察― 福島大学総合教育研究センター紀要第 23 号 (2017)

平田 祐太郎

不登校生徒に対する別室を活用した多面的支援システムのあり方 鹿児島大学法文学部人文学科 鹿児島大学法文学部紀要人文学科論集 pp29-40 2018-02-28

京都府教育委員会(2012).

平成 23 年度「別室登校」研究Ⅱ―教室復帰に効果的な関わり (2014 年 7 月 4 日取得)

京都府教育委員会

「別室登校」～別室登校児童生徒の実態把握と支援の在り方～ 平成 23 年 3 月

京都府教育委員会 別室登校Ⅱ・Ⅲ ～教室復帰に効果的な関わり～ H24 年 3 月

小泉 隆平・中垣 ますみ・中川 靖彦・奥澤 嘉久・中江 ひとみ・吉田 晴美

「別室登校」児童生徒の教室復帰に効果的な教職員の関わり～「別室」に関わる教職員の役割分担と「別室」の機能について～ (2014)

小泉 隆平・中垣 ますみ・中川 端彦・由良 渉・奥澤 嘉久・吉田 晴美

効果的な「別室登校」児童生徒支援に関する一考察 - 教職員間の情報共有を巡って - (2015)  
京都教育大学紀要, 127, 133-142

文部科学省

「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～」について (通知) 令和 4 年 6 月 10 日

「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～」について 不登校に関する調査研究協力者会議報告書 令和 4 年 6 月

文部科学省における不登校児童生徒への支援施策不登校に関する調査研究協力者会議資料  
令和 3 年 10 月 6 日

不登校に関する調査研究協力者会議資料 令和 3 年 10 月 6 日

不登校に関する調査研究協力者会議資料 令和3年9月30日

文部科学省における家庭教育支援について 不登校に関する調査研究協力者会議資料  
令和3年12月21日

中央教育審議会答申 令和3年1月26日

令和2年度不登校児童生徒の実態調査結果の概要

令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について

令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要

「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」 令和元年10月25日

不登校児童生徒の多様な学びの場のあり方検討委員会報告（概要）

文部科学省における不登校児童生徒への支援施策

不登校児童生への支援の在り方について（通知） 平成29年10月25日取得

平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」について  
（平成29年10月25日取得）

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の公布について  
（通知：平成29年10月25日取得）

諸戸 美奈子・瀬戸 美奈子

校内適応指導教室のシステム構築 — 中学校の実践を通して — 三重大学教育学部附属教育実践  
総合センター紀要2015, 第35号, 143-148頁

増田 健太郎

「学校の先生・SCにも知ってほしい 不登校の子どもに何が必要か」（2016） 慶応義塾大学出版  
会

本山 敬祐

「日本におけるフリースクール・教育支援センター（適応指導教室）の設置運営状況」（2011）  
東北大学大学院教育学研究科研究年報 60（1）, 15-34

中垣 ますみ・小泉 隆平・吉田 晴美・中江 ひとみ・中川 靖彦・奥澤 嘉久

「別室登校」児童生徒の教室復帰に効果的な関わり ―児童生徒と保護者の声から― 京都府総合教育センター研究紀要 (2012), 2, 16-23

中村 恵子・田上 不二夫

「相談室登校の中学生の相談室での充実感と教室登校との関係」カウンセリング研究, 40 不登校生徒に対する別室を活用した多面的支援システムのあり方 (2008) 41, 254-265

中垣 ますみ 小泉 隆平 中川 靖彦 吉田 晴美 中江 ひとみ 奥澤 嘉久

高等学校における「別室登校」(保健室登校)の実態と課題―教育相談担当者を対象にしたKJ法によるイメージの抽出―

大塚 文子・青木 真理

「別室登校」支援の在り方について ―スクールカウンセラーの支援に着目して― 福島大学人間発達文化学類附属学校臨床支援センター紀要第4号 2021.10

奥澤 嘉久・中川 靖彦・小泉 隆平

児童の教室復帰に向けた効果的な別室運営 ―小学校教職員と別室担当教職員に対する半構造化面接の分析から― 近畿大学 心理臨床・教育相談センター紀要 第3号 (2018)

奥村 八重子・柴田 恵津子

学校が求めるスクールカウンセラー アセスメントとコンサルテーションを中心に (2014)  
村瀬嘉代子監修 東京学校臨床心理研究会編 金剛出版. pp.52-62.

隈元 みちる・冨本 祐加・松本 剛

中学校における別室登校の実態調査-運営と生徒支援のあり方の検討 (2012) 兵庫教育大学研究紀要, 49, 155-160

重 歩美

教育支援センター(適応指導教室)の役割についての考察 国立青少年教育振興機構研究紀要 8, 221-230, 2008

茂泉 ひとみ・宮本 正一 (2011)

母親を含む援助チームによる相談室登校生徒への支援 岐阜大学教育学部研究報告 人文科学, 59 (2), 125-136

杉原 保史

心理援助における「面接構造」の多様性の尊重に向けて (2017) 京都大学学生相談支援センター紀要, 46, 1-17

島根県教育センター研究紀要

「教室に入りにくい子どもを校内で支える」(H28・1年次)～ 県内小中学校の取組から見えてくること～ 教育相談スタッフ相談セッション共同研究

寺崎 繁

学校における再登校支援について 一校内における別室登校の在り方の一考察一 兵庫県立教育研修所不登校対策推進研修員(明石市立高丘中学校 教諭)

田嶋 誠一(2016)

その場で関わる心理臨床 金剛出版

山本 岳・小泉 隆平・服部 康子・横山 知子・村瀬 敏紀・中川 靖彦・中澤 秀明・藤本 淳郎ら

「別室登校」～別室登校児童生徒の実態把握と支援の在り方～ 京都府教育委員会(平成29年10月25日取得)

山本 岳・小泉 隆平・服部 康子・横山 知子・村瀬 敏紀・中川 靖彦

「別室登校」児童生徒に対する効果的な指導方法についての探索的調査研究 京都府総合教育センター研究報告書(平成29年10月25日取得)

山本 岳・小泉 隆平・服部 康子・横山 知子・中川 靖彦・由良 渉・水島 秀文・藤本 淳郎ら

「別室登校」Ⅱ -教室復帰に効果的な関わり- 京都府教育委員会(平成29年10月25日取得)

山本 岳・小泉 隆平・服部 康子・横山 知子・中川 靖彦・由良 渉

「別室登校」(1)～質問紙調査から見えてくる教室復帰に効果的な関わり～ 京都府総合教育センター研究紀要, 1, 18-27

「別室登校」(2)～事例から見えてくる効果的な教職員の関わり～

四日市市教育委員会 教育支援課

別室登校生徒支援の方向性を共有する校内体制についての研究 一「自己目標設定シート」を活用して一 2020,3

(2023年1月31日 受理)